

徳島県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更にについて、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
			旧	新		
特定非営利活動法人大きなエプロン	徳島市南佐古七番町一―二四	訪問介護大きなエプロン	徳島市佐古八番町三一―二四	徳島市南佐古七番町一―二四	訪問介護 介護予防訪問介護	令和四年四月一日
株式会社リハホワイト	徳島市南田宮二丁目一―四七	ケアプランセンタ I F o r Y o u	同 国府町府中五九二―七	同 東吉野町二丁目一六	居宅介護支援	同 五月一日
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町一―一―一	セントケア阿南	阿南市富岡町今福寺四八―一―ルミエール阿南一〇二	阿南市津乃峰町東分一〇〇―一―七 ベイシヤト一―一階	訪問介護 介護予防訪問介護	同
医療法人きただしま倚山会	徳島市東山手町一丁目四一―一六	きただしま訪問看護リハビリステーション	徳島市川内町榎瀬七四四―一―	板野郡北島町鯛浜字外野三四	訪問看護 介護予防訪問看護	同
同	同	きただしま指定居宅介護支援事業所	板野郡北島町鯛浜字川久保三〇―一―	同	居宅介護支援	同
同	同	きただしまヘルパー	同	同	訪問介護	同

[illegible]